

石川県体育施設管理規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第十一条 略</p> <p>(使用許可手続)</p> <p>第十二条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書(第一号の二様式)を指定管理者に提出し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により使用許可の申請があつた場合において、施設の利用その他管理運営に支障がないと認めたときは、速やかに使用許可書(第二号様式)により許可するものとする。</p> <p>第十三条から第十八条 略</p> <p>(使用料減免申請手続)</p> <p>第十九条 前条第三号による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第四号様式)を指定管理者</p> <p>に提出しなければならない。</p>	<p>第一条から第十一条 略</p> <p>(使用許可手続)</p> <p>第十二条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書(第一号の二様式)を指定管理者に提出し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により使用許可の申請があつた場合において、施設の利用その他管理運営に支障がないと認めたときは、速やかに使用許可書(第二号様式)により許可するものとする。</p> <p>3 店舗を開設するために施設を利用しようとする者は、前項の規定にかかわらず指定管理者を経て教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>第十三条から第十八条 略</p> <p>(使用料減免申請手続)</p> <p>第十九条 前条第三号による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第四号様式)を指定管理者(石川県立野球場及び石川県西部緑地公園陸上競技場の使用料にあつては教育長。次条において同じ。)に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表から第三号様式 略

第4号様式(第19条、第20条関係)

石川県体育施設使用料減免申請書
(返 還 請 求 書)

年 月 日

(体育施設名)(指定管理者) 様

住所
申請者 団体名
氏名 印
(連絡担当者)氏名
電話

減免 申請

次のとおり使用料を(返還)して下さるよう(請求)します。

使 用 施 設 名	
使 用 日 的	
使 用 年 月 日	自 年 月 日(曜日) 時~ 時 至 年 月 日(曜日) 時~ 時
減免(返還)を受けようとする理由	
減免(返還)を受けようとする金額	
そ の 他	

第五号様式から第八号様式 略

別表から第三号様式 略

第4号様式(第19条、第20条関係)

石川県体育施設使用料減免申請書
(返 還 請 求 書)

年 月 日

(体育施設名)(指定管理者) 様
(石川県教育委員会教育長)

住所
申請者 団体名
氏名 印
(連絡担当者)氏名
電話

減免 申請

次のとおり使用料を(返還)して下さるよう(請求)します。

使 用 施 設 名	
使 用 日 的	
使 用 年 月 日	自 年 月 日(曜日) 時~ 時 至 年 月 日(曜日) 時~ 時
減免(返還)を受けようとする理由	
減免(返還)を受けようとする金額	
そ の 他	

第五号様式から第八号様式 略

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則

石川県体育施設管理規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を削る。

第十九条中「（石川県立野球場及び石川県西部緑地公園陸上競技場の使用料にあつては教育長。次条において同じ。）」を削る。

第四号様式中 「(体育施設名) (指定管理者) (石川県教育委員会教育長)」 を 「(体育施設名) (指定管理者)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号